

2. 新型肺炎の感染流行による契約の不履行に不可抗力条項を適用できる可能性

Q1:新型肺炎の感染流行は不可抗力に該当しますか。該当する場合、新型肺炎の感染流行期間に履行できなくなった契約の全てにおいて、不可抗力を適用し、契約の解除や免責を求めるることは可能ですか。

A1:『契約法』第117条の規定により、今回の感染流行は、性質上「予見不可能で、回避も克服もできない客観的状況である」という不可抗力の要件を満たすため、不可抗力に該当します。ただし、今回の感染流行が涉外契約に対して不可抗力を構成するかどうかについては、双方の契約の約定、涉外契約の準拠法、契約の履行状況等の要素を加味して具体的に分析、判断する必要があります。

また、『契約法』第94条、第117条により、不可抗力により契約の目的が実現できない場合、契約を解除することができる、不可抗力の影響により、一部又は全部の責任を免除すること(ただし法律に別段の規定がある場合を除く)が規定されています。

今回の感染流行は不可抗力に該当するものの、不可抗力条項を援用して契約の解除や免責を主張することの可否については、一概に結論付けることはできず、個別の案件ごとに、契約の締結、約定の履行の状況、感染流行による影響の程度、感染流行と契約不履行の因果関係等の状況を具体的に分析することが必要となります。結果としては同じ契約の不履行であっても、感染流行の影響によるもの、感染流行以外の原因によるものも、複合的な原因によるものがあります。確かに感染流行及び政府による感染抑止措置によって契約を履行できなかったという場合、契約当事者は契約の解除、もしくは一部又は全部の責任の免除を要求することができます。契約の不履行が感染流行や政府による感染抑止措置によってもたらされたものではなかった場合、感染流行の期間中に発生したものであっても、不可抗力を理由に契約の解除、免責を主張することはできません。企業では個別の案件ごとに弁護士に相談し、適時適切な対応策を講じることをお勧めします。

Q2:企業が今回の新型肺炎の流行を理由に、相手方に対し不可抗力を主張するにはどうすればよいでしょうか。

A2:『契約法』第118条の規定により、不可抗力のために契約を履行できない当事者の一方は、速やかに以下の対応を取るべきであるとされています。

- (1)感染流行及び約定通りに契約を履行できない状況について速やかに相手方に通知し、契約の変更又は解除について、積極的に相手方と協議、交渉し、相手方にもたらす損失をできる限り抑える。
- (2)適切な措置を取り、損失の拡大を防止する。適切な措置を取らなかった場合、過失責任を負う可能性がある。
- (3)相手方へ通知を行ったこと、損失の拡大を防止したこと及び不可抗力の事実に関する証拠を残す。不可抗力に関する証拠には次のものがあるがこれらに限らない。
 - ①所在地政府の感染抑止に関する政策文書、メディアの報道
 - ②中国国際貿易促進委員会(CCPIT)及びその権限が付与された各分会、支会が発行した不可抗力証明。2月2日、CCPITより浙江省湖州市のある自動車部品製造メーカーに対し、全国初の新型肺炎の流行による不可抗力証明書が発行されている。
 - ③交通規制に関する通知又は証明
 - ④公証機関が発行する不可抗力証明

-
- ⑤その他の提供可能な資料(従業員が隔離されたために業務ができないことの証拠、政府に提出した操業再開の審査認可書又は届出の証拠等)

調査時点:2020年2月21日